

8-7 自然再生基本方針の概要

平成15年4月1日 閣議決定

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割等の機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーション等様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用等の行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。このため、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取り組みを推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。

自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、農地、都市、河川、海岸等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点等の広域性を考慮する必要があります。

2 自然再生の3つ視点

過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。

地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から、地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。

3 自然再生の推進に関する基本的方向

ア 自然再生事業の対象

自然再生事業は開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

【保全】良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

【再生】自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

【創出】大都市等自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成等により、その地域の自然生態系を取り戻す行為

【維持管理】再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計等、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体(以下「NPO等」)、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施するべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因を科学的に明らかにする等、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定めることが必要です。

この場合、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、自然再生を行う方法を十分検討すべきです。

また、わが国では、間伐材や粗朶等の地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行う等伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じ自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上から重要です。

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、直接的な自然体験、保全活動への参画等が必要です。地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切であり、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りも併せて行うことや、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要です。

カ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例等の情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取り組みに際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権限を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生を効果的に進めるためには、農林水産業は本来、自然の物質循環機能に依存した持続的な生産活動であり、里地里山等の二次的自然の形成に寄与してきたことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農薬や化学肥料などの使用の削減等による環境に配慮した農業生産活動や水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定等、地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進することが必要です。また、長年にわたって自然環境と共存して活動してきた農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重しながら進めることが重要です。

なお、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実情に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地への配慮や温室効果ガスの排出を低減した工法の採用、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

キ その他自然再生の推進に関する重要事項

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整等を通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議等については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。

(2) 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3) 情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成等、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。

(5) 広域的な連携

大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

8-8 野生生物の保護管理

野生生物は、特定の種に限らず生物全体が生物多様性の重要な構成要素であり、人間の豊かな生活のため欠くことのできないものです。人々は、野生生物から食料や薬等資源として様々な恵みを受け取るだけでなく、その存在そのものから生活へのうおいを得る等健康で文化的な生活の基礎としてきました。

それぞれの地域で普通にみられる種から希少な種まで、多様な野生生物が、将来にわたって存続するという人間と野生生物との望ましい関係を築いていくためには、人から野生生物への一方的な働きかけではなく、人と野生生物は相互に作用し合う関係にあることを十分認識した上で、野生生物の適正な保護と管理を進めることが重要です。またその際には、野生生物の生息・生育状況が時間的、空間的に常に変化することを前提として、例えば個体数の増加に伴う農林水産業への被害や個体数の減少による地域個体群の絶滅の危機といったことが生じないよう、生息・生育状況の把握分析等を通じ、科学的な知見の集積の下、保護や管理のための取り組みが行われる必要があります。このような取り組みを野生生物全体で広く進めることが、個別の種の絶滅のおそれを軽減させることにもつながると考えられます。

1 絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取り組みと、生態系・生息環境に着目した取り組みの両面から、予防的措置を含め、種の絶滅を防止することが重要です。

希少野生動植物種について捕獲・譲渡の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けた検討や適切な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行っています。また、絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行うとともに生息状況の調査を実施しています。

希少野生動植物の保護をさらに進めるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等や保護増殖事業を進めること等が課題となっています。

また、希少野生動植物のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直しを行うこと、及びそのために必要な適切な情報収集を行うことが必要となっています。

2 野生鳥獣の保護管理

自然環境を構成する重要な要素である鳥獣を後世に伝えていくため、生息環境の保全・整備や捕獲の規制、調査研究等を総合的に推進し、鳥獣の保護管理の充実強化を通じて、生物多様性の確保を図る必要があります。生息数が著しく増加又は減少している個体群について、人との軋轢を回避するための調整や、生息環境を改善する等の措置を講じ、計画的な保護管理を推進しています。

鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図っています。また、「鳥獣保護法」を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売等を制限するとともに、特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進めています。

3 移入種（外来種）対策

マンガース、アライグマ、ブラックバス等、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能となっています。

8-9 愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針の概要

～人と野生動植物との共生を目指して～

はじめに

1 基本指針策定にあたって

野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしていますが、近年、野生動植物の乱獲やこれらの生息地の破壊、外来種の影響等によって、多くの野生動植物に種の絶滅のおそれが生じており、生態系全般の保全について、より一層の取り組みが求められています。

県では、生物多様性の確保に関する施策を推進する重要な基礎資料として、「愛媛県レッドデータブック」を公表したところですが、これを踏まえ、本県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の保護のあり方についての基本的な考え方を整理し、今後実施すべき保護施策の一定の方向性を明らかにする必要があることから、「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定したものです。

2 基本指針の性格と役割

本指針は、野生動植物の保護及びこれらの生息・生育環境の保全についての基本的考え方や実施すべき保護施策を明らかにしたものであり、今後の野生動植物の保護対策を総合的に推進していくうえで、よりどころとなるものです。

第1章 野生動植物保護の背景と現状

1 野生動植物の保護に関する基本的考え方

- ア 野生動植物に対する認識の共有
生物相の崩壊が、物質循環の崩壊、ひいては環境の崩壊を招くこと
- イ 生物多様性の維持
生物多様性の維持を図るという視点で、対策を講じること
外来種の排除対策が必要であること
- ウ 種の生態等に応じた対策
それぞれの種の生態や生存圧迫要因に応じた保護対策を講じること
- エ 県民の参画
県、市町、県民、事業者の各主体が率先して保護活動に取り組む必要があること

2 生物多様性の危機

地球上に生命が誕生してから約40億年、生物は相互に関わりあいを持ちながら、長い歴史を経て現在の多様な生物相を形成しており、人間は、この生物多様性に深く依存しています。多様な生物の存在は、人間にとっても、重要な存在の基盤となっています。

しかしながら、各種開発等により、動植物が生息・生育する環境が各地で失われつつあり、乱獲や環境汚染による圧迫も加わり、私たちにとって身近な野生動植物が、絶滅の危機にさらされているとされています。

このような動植物の減少は、生態系に変化をもたらし、人間の生存基盤にも影響を及ぼすことが心配されています。

「生物の多様性とは」

種内の多様性：同じ種の中で各個体の遺伝形質が異なっていること

種間の多様性：多様な種が存在すること

生態系の多様性：多様な生態系が存在すること

3 野生動植物保護の現状と課題

「愛媛県レッドデータブック」によると、県産野生動植物目録記載種約9,136種のうち、何らかの要因により絶滅のおそれが生じている種、存続基盤が脆弱な種又は最近減少が著しい種からなるレッドリストは1,342種に達しています。

<レッドリスト対象種のカテゴリー一覧>

愛媛県産野生動植物目録種数 9,136種			
うち愛媛県レッドデータブック(平成15年3月)			
掲載種数 1,342種			
カテゴリー	種数	内 訳	
		動物	植物
絶滅	29	18	11
野生絶滅	1		1
絶滅危惧類	484	103	381
絶滅危惧類	343	88	255
準絶滅危惧	207	111	96
情報不足	258	69	189
地域個体群	5	5	
その他特記種	15	7	8

[カテゴリー区分の定義]

- ・絶滅：本県ではすでに絶滅したと考えられる種
- ・野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種
- ・絶滅危惧類：絶滅の危機に瀕している種
- ・絶滅危惧類：絶滅の危機が増大している種
- ・準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種
- ・情報不足：評価するだけの情報が不足している種
- ・地域個体群：地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い種
- ・その他特記種：低地減少種、県調査種

4 野生動植物の保護施策の考え方及び方向性

県内に生息・生育する野生動植物の保護を図るためには、その種の生存を圧迫している主要因を取り除き、生息・生育環境の改善を図る必要があります。とりわけ、種の捕獲・採取及び生息・生育地における行為を規制する等の措置が重要であり、今後は、(1)から(8)に掲げる保護施策を効果的に推進していく必要があります。

- (1) 指定種、保護区域等における法規制
 - ア 法制度の創設等による規制
 - イ 緊急に保護を図る必要のある種の指定
 - ウ 緊急に保護を図る必要のある生息・生育地の指定
- (2) 開発行為等における影響評価
- (3) 監視・指導体制の充実強化
- (4) 調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）
- (5) 保護・回復事業の実施
- (6) 普及啓発の推進
- (7) 外来種対策
- (8) 保護推進体制の整備と関係機関の連携
・ 県の役割・市町の役割・県民の役割・事業者の役割・保全活動等の推進体制の確立

5 特に保護が必要な種が生息・生育する地域

県民の野生動植物に対する保護意識の醸成等を図るため、県内で特に保護・保全策が必要な種が生息・生育する地域（地域が特定できない種に係る地域は県下全域としました。）を分類群ごとに次の要件に従い3つにランク分けし、一覧表に取りまとめました。

<取りまとめ結果>

特に保護・保全策が必要な種が生息・生育する地域 - 7 1 地域 - 2 3 3 種

地域は特定できないが特に保護・保全策が必要な種 - 1 1 0 種

<分類群ごとのランク区分>

Aランク：愛媛県の自然環境を保全するうえで、最も重要な場所で、特に緊急に保護・保全策が必要な種が主に生息・生育する地域

Bランク：対策の優先度はAランクに及ばないものの、愛媛県としての注目種又は重要種が主に生息・生育する地域

Cランク：上記以外で、それぞれの分類群ごとに重要度が高いと判定された種が主に生息・生育する地域

第2章 野生動植物保護に向けた具体的な施策の展開

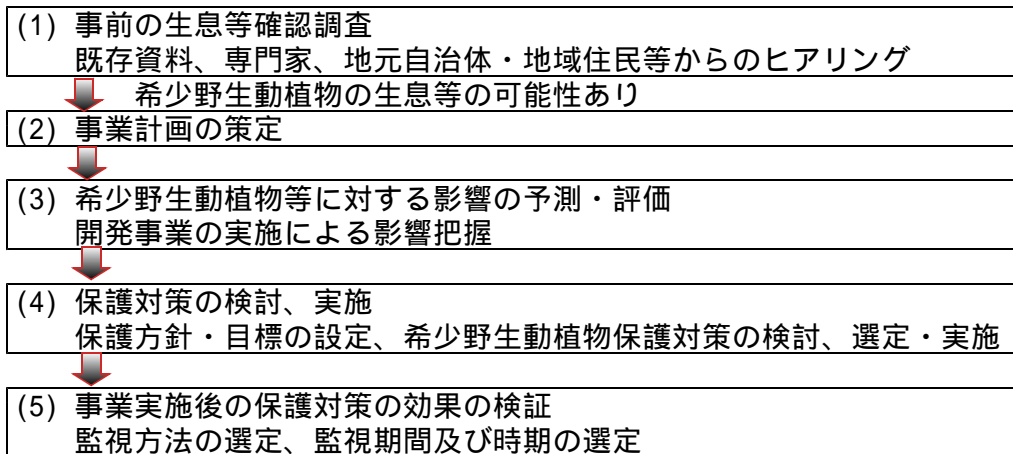
第1章の4の野生動植物の保護施策の考え方及び方向性に掲げる8つの施策について、具体的な施策の展開を明らかにしたものです。

1 指定種、保護区域等における法規制

野生動植物の保護対策を総合的に推進し、実効あるものとするために新たな条例を創設するとともに規制の対象となる特定希少野生動植物、生息・生育地保護区の指定が必要です。

2 開発行為等における影響評価

事業者は、開発行為を行う際は、下記の手続きを参考に、野生動植物の保護に最大限の配慮を図りつつ、自然との共生を図りながら進めていく必要があります。



3 監視・指導体制の充実強化

人材の育成・確保、体制の整備・充実

4 調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）

- (1) 調査研究の推進
- (2) 情報の整備・提供
- (3) 生物多様性センター(仮称)の設置

5 保全・回復事業の実施

身近な自然環境の維持、生息・生育地の保全・回復、生息・生育域外での保全

6 普及啓発の推進

児童・生徒に対する環境教育、県民・民間団体等に対する普及啓発、事業者に対する普及啓発

7 外来種対策

県民の理解を促進するとともに、早急な外来種の実態把握が必要です。

8 保護推進体制の整備と関係機関の連携

県、市町、県民、事業者等すべての主体が、自然保護のため、自主的に、また、連携・協力して保護施策を進めることが重要です。

<各主体に期待される取り組みの例示>

県	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の保護対策を効果的に推進するため、現行法令の適正な執行に努めるとともに、新たな条例の創設を検討します。 ・県民の意識啓発や自然とのふれあいの場の整備を行います。
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の野生動植物保護及び生息・生育環境保全の施策を検討し、計画的に推進します。
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動植物の生息・生育地への不必要な立ち入り、捕獲・採取をしてはいけません。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業を行う際、事業地や周辺地域の自然環境に十分配慮します。 ・工場等敷地への緑化を推進します。